

罹災ごみ搬入に係る減免申請に関する確認（同意）書

別杵速見地域広域市町村圏事務組合 管理者 あて

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

- 1 罹災ごみの内容 ※（ ）内に主なものを記入してください。
- 家財 （ ）
- 建築廃材等 （ ）
- 2 解体を行う者（上記問いで建築廃材等にチェックを入れた方のみ）
- 申請者本人（罹災者の親族含む）
- 事業者 → 産業廃棄物となりますので、当清掃センターへ持ち込みできません。
- 3 運搬・搬入を行う者
- 申請者本人（罹災者の親族含む）
- 収集運搬許可業者 事業者名（その他）
- ※申請者等の同伴が必要です。
- その他
- 4 下記の内容を確認し、□にチェックを入れたうえで署名してください。
- 罹災ごみの搬入については、下記の内容を遵守します。
- ①家庭用「資源とごみの分け方・出し方」のとおり分別を行ってください。
- ②産業廃棄物は持ち込みできません。
- ③処理困難物（瓦礫、ブロック、石膏ボード、土砂、灰等）の持ち込みはできません。
- ④畳、カーペット及び布団等はできるだけ1㎡四方の大きさにしてください。
- ⑤絶対に火種を持ち込まないでください。
- ⑥個人で建物を解体された場合、柱等の木材については、金具等を必ず取り除き、長さ150cm以内、太さ30cm以内に切ってください。金具がついていた場合、搬入をお断りする場合があります。
- ⑦一度に多量に搬入される場合は、事前に搬入日程を藤ヶ谷清掃センター（0977-67-6113）にご連絡してください。
- ⑧その他（ ）

署名（申請者）